

3. 健康管理

1. 保健室の利用	<p>保健室では、必要に応じて内服薬の投与とケガなどの処置が受けられ、一時安静もできるようになっています。</p> <p>また、健康指導や禁煙指導及び学生相談の受付もしていますので、気軽に利用してください。</p>
2. 健康診断	<ul style="list-style-type: none">① 学校保健安全法に基づき、毎年実施します。就職試験において、健康診断実施証明書を提出することにもなりますので、必ず受診してください。② 健康診断の結果は、後日受診者全員に、健康診断結果票を配付します。③ 大学の健診日に受診できない学生は、直接自分で病院・保健所などの健康診断を受診し、検査結果を保健室に提出してください。この場合の費用は自己負担となりますので、できるだけ大学の健診日に受診してください。
3. 健康診断実施証明書	定期健康診断を受けた学生に限り、医療機関（学校医）で発行します（有料）。
4. 感染症	<p>大学は多くの人が集まるため、様々な感染症の集団感染が起こる可能性があります。感染症を予防することで、自分だけでなく、周囲の人を守ることができます。各自、責任をもって感染予防をしましょう。</p> <p>学校感染症にかかった場合（※ 大学HPに詳細がのっています）</p> <ul style="list-style-type: none">① 早急に学生支援課に連絡してください。② 治癒後、登校許可書（学校感染症治癒証明書）又は診断書（出席停止期間が記載されたもの）を、登校可能となった日から1週間以内に公欠届と共に教務課へ提出してください。
5. 遠隔地被保険者証	<p>自宅外から通学する学生は医療費の援助が受けられるよう、「遠隔地被保険者証」を常時所持してください。</p> <p>「遠隔地被保険者証」は、在学証明書（教務課）と住民票（市、区役所）を取り寄せ、扶養者の勤務先あるいは市区町村役場に提出すると交付されます。</p>
6. 保健調査票 「あなたの健康のために」	必要事項を記入し、健康診断の際に提出してください。

7. 障害者手帳

「障害者手帳」の交付を受けている学生は、保健室まで申し出てください。

8. 学生教育研究災害
傷害保険

学生教育研究災害傷害保険は、学生の不慮の事故に対する補償制度として、(財)日本国際教育支援協会によって設けられた保険で、本学では入学の際に全員加入しています。

補償の対象は正課、学校行事、課外活動中及び、合理的な経路による住居と学校施設等との往復時間中に身体に傷害を被った場合で、その際は直ちに学生支援課に届け出て、保険金請求の手続きをとってください。

詳しくは入学の際に配付した、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。

9. 学生生活総合保険

学生生活総合保険とは、学内・学外を問わず、1日24時間学生生活全般にわたる病気・事故・災害に備えるための任意加入の総合保険です。

詳しくは入学の際に配付した「学生生活総合保険」の案内を参照してください。

10. 学校医

本学では疋田医院进行学校医として定めています。

疋田医院

〒277-0852 柏市旭町1-2-8 ネモト第3ビル3F

TEL 04-7143-2211

(受付時間) 平日 8:00~11:30、14:30~18:00

土曜日 8:00~11:30、14:30~16:30

日曜日 8:00~11:30

(休診日) 木曜日・祝日